

## 【指定管理者制度について】

西宮市は現在、学童保育に於いて、公募、非公募による指定管理者制度を「西宮市公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例」に基づいて、指定管理者選定委員によって指定され、育成センターの運営を任せています。

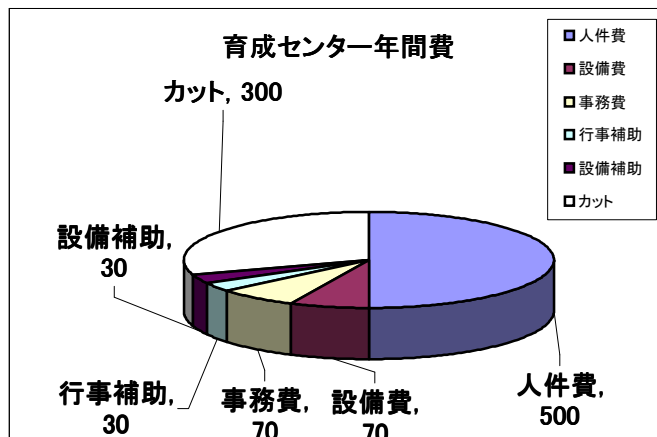
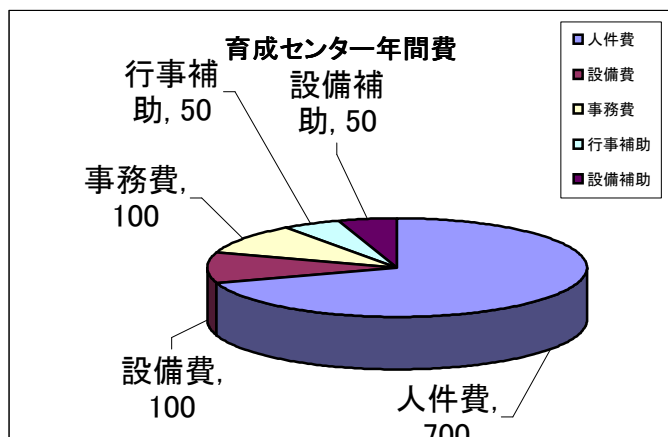


図1) 西宮市が外郭団体へ委託していた時

図2) 指定管理者へ公募依頼した場合

上記の図1, 2は一つの育成センターの一年間の掛かる費用が1000万円だと仮定した場合にどれだけ年間の費用が削減されるのかを表しています。正確な費用については明確な提示はありません。

現在、公募により事業者として指定管理者となっているのは「西宮市社会福祉協議会」「神戸YMCA」です。西宮市社会福祉協議会(以下:社協)は従来、外郭団体として、学童保育の運営を西宮市から委託を受ける形で運営に関っており、指導員は社協での非正規雇用として勤務しています。

上記の例の様に指定管理者制度によって、福祉施設等の運営を一般企業へ約4年間の契約で運営を委託する形となり、本来、育成センターの一年間に掛かる費用を行政側は支出を抑えられる制度として利用しています。(平成22年12月28日に総務省から自治体への見直しを行う連絡を行っています。)

## 【予算削減での影響】

まず、予算削減による影響について考えてみました。

当然の事ながら企業としては営利目的であり、利益を追求する中で最も簡単に削減できる支出として挙げられるのが人件費です。学童保育での人件費は指導員への賃金として支払われるものと、教育の為の研修費用、交通費などが挙げられます。指導員としても自身の生活を維持する必要があるため、指導員と言う職種に対する生活の糧にはなり得ない事態を招き、長く同じ指導員に子ども達を見てもらいたいと願う私たちの思いが崩れてしまうのです。その様な中で子ども達が学童保育に楽しく通う事が出来なければ私たちの「働く権利」を守る事が出来ないのです。

## 【指導員が変わる影響】

指導員は子ども達一人ひとりの年間の保育計画を立てて、昼間の保育を行っています。それぞれの子ども達も一年生、二年生、三年生と学年毎にどの様な関りを持ち、どの様に手助けをするのかなど、細部に渡っての保育計画が全て無くなってしまいます。

子ども達にとっても今まで慣れ親しんだ指導員が突然に変わってしまうことで短期間であれ、不安定な時間を過ごすこととなり、学童保育に通うことへ大きな心の負担になってしまいます。その様な事態はやはり、親としては非常に困った問題であり、勤務形態を変更するか、転職をして、子育てをする時間を確保するなど私たちの生活基盤が大きく変化させることとなります。

## 【管理者が変わった学童では】

現在、用海、浜脇の2学童が神戸YMCAが指定管理者として、学童保育の運営を行なっています。

社会福祉協議会から神戸YMCAに変わった時にどの様な事態を招いたのでしょうか。

一番、大きな問題として、やはり指導員が変わることによって子ども達が非常に不安定な状態が発生していたとの声があります。西宮市として、子ども達への影響が出ない様に慎重に引き継ぎを行うとしていましたが、実際には引き継ぎがスムーズに行われることがないようです。

また、西宮市に於いては各学童保育に於いて、運営委員会を設置する事を求めています。はじめに神戸YMCAが指定管理者となった用海学童では運営委員会を設置していなかったことも判明しています。(現在では運営委員会があるようです。)

父母会に取って、一番の問題は神戸YMCAが行事を計画してくれるらしいのですが、YMCAの施設利用で高額な施設利用料を求められるとのことでした。

### 【指定管理者は学童保育として相応しいのか】

神戸YMCAは子ども達に対する様々な活動を行っているため、多くのノウハウを持っています。そして、用海、浜脇での指導員は非常に子ども達への接し方が丁寧で真剣に取り組んでいると聞いています。指導員の質的な問題はないと言えるでしょう。問題は神戸YMCAが指定管理者としてなる事ではなく、学童保育への指定管理者制度を適用することで子ども達への僅かな期間であっても不安定な精神状態にさせてしまう点にあります。何よりも指定管理者は社会福祉協議会と神戸YMCAの二つの企業だけが候補としてある訳ではなく、保育に関係があるの？と思われる企業が指定管理者として、西宮市から指定される場合もあるのです。

### 【他自治体であった指定管理者問題】

指定管理者制度は全国的に自治体で導入しているところが増えていきます。企業への学童保育事業の身売りであり、最も酷い話は、学童保育が突然、閉所されてしまったと言う事が現実にあったのです。企業として、儲けの無い福祉事業を業績アップの為や赤字部門への穴埋めとして考えた企業が指定管理者となった場合、西宮市でも起り得ることなのです。

### 【指定管理者はそぐわない】

学童保育にとっては指定管理者制度はそぐわない点を列挙すると…

- 1) 学童保育に関する予算削減の手段に使われている
- 2) 指導員の安定した雇用が得られない
- 3) 引き継ぎが不十分になり、子ども達が不安定になる時間が発生する
- 4) 保育に対する経験がない企業が指定管理者となる場合がある
- 5) 保育格差を生じさせる

このような事態は子ども達への影響が大きく、強いては私たちの働く権利を阻害するものとなります。

### 【西宮市も実は…迷いがある】

西宮市に於いて、放課後児童育成事業は指定管理者制度の対象の事業とされているが、児童センター事業については非公募での指定管理事業者によって指定管理制度に相応しいものかを検証している実態が判りました。市議会での議論の中で、西宮市直営による運営に決めないやり方に市議会に於いても直営を前向きに検討する動きがあり、同じ子ども達に対する事業が直営、指定管理者制度と分かれている事への疑問視する議員が増えています。

### 【教育・保育の底上げこそが一番、大切である】

人を育てるには教育や保育は非常に重要な事です。質を上げる為には全体的な底上げが必要であり、その為に膨大な費用が掛かってしまうものなのです。そもそも、福祉事業としての位置づけである学童保育に於いても、共同保育から始まり、地方自治体が行う事業として発展した時も誰でもが無料で利用できる事業でした。今一度、原点に戻って、教育や保育について、私たちが学び、誰でもが自由に利用できる制度として、全市的な取り組みへと発展させなければなりません。

### 【指定管理者について学ぼう】

私たちは指定管理者制度についてしっかりと学習する事がもっとも大切な事となります。学童保育と言う西宮市が行っている事業を西宮市がしっかりと管理、運営していると思い込んでいるのが現状でしょう。単に指導員が変わるだけだから…と言ってしまえば、後になって、学童保育に通わなくなってしまった我が子の為に自身の勤務を考え直す事態を招いてしまうのです。その事は突然に発生し、私たちの生活を考え直さねばならないのです。

その様な事に関して、父母会でしっかりと話し合うことも重要であり、一つの学童保育だけが反対をしても何も変わる事が無い制度になってしまいます。